

裁 決 書

審査請求人

同代理人

大阪市北区天神橋二丁目5-28
千代田第二ビル2階
なんもり法律事務所
弁護士 南 和行

処分庁

審査請求人が令和3年4月26日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条に基づく費用返還決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が令和3年1月29日付けで行った法第63条に基づく費用返還決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 処分庁は、平成18年3月14日付けで、審査請求人（以下「請求人」という。）の母（以下「母」という。）、請求人の姉（以下「姉」という。）、請求人及び請求人の妹（以下「妹」という。）を同一世帯として、法による保護を開始した。
- 2 処分庁は、令和3年1月29日付けで、請求人に対し、法第63条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

- 3 請求人は、令和3年4月26日、大阪府知事に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

- (1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

ア 本件の概要

本件は、処分庁所管区域において、母、姉、妹及び請求人が、母を世帯主として生活保護を受けつつ生活していたところ、[REDACTED]に母が死亡し、未成年者だけの世帯が、適切な援助が行われないうちに生活保護を受給しつつ生活している状態が放置され、結果、事情をよく分からないままに遺族年金を遡及的に受給し、また、その金銭を費消した請求人に対し、処分庁が、処分庁が遺族年金を遡及認定するまでに請求人が受給した遺族年金の全額を、法63条に基づき返還するように決定をした事案である。

この決定は、市（や児童相談所を所管する大阪府）が、未成年者である請求人らに、適切な援助や保護を全く与えなかったことを棚に上げて、そのために生じた結果（遺族年金を収入認定しないままの保護費支給とその費消）について、年齢や当時の事情からして、責任を問うべきではない請求人に、すべての責任を押し付けるものであり、違法あるいは不当な決定である。

以下、詳述する。

イ 生活保護受給等についての事実関係

(ア) 生活保護の受給と生活の状況

a 母の死亡と子ども世帯での受給になるまで

母がいつから生活保護を受給していたかは分からないが、平成28年9月頃には、母、姉、妹及び請求人の世帯は、生活保護を受給していた。

そして、同年9月から10月にかけて、母が児童相談所に、自身ががんの手術を受けるので、子どもたちを預かってほしいと相談し、請求人らを児童相談所が一時保護した。その後、母の経過が良好ということで、同年11月には一時保護解除となったが、翌[REDACTED]に、母は死去した。

b 子どもだけの三人世帯になってから

詳細な経緯は不明であるが、[REDACTED]からは、姉を世帯主として、子どもたち三人の世帯に、生活保護が継続しているようである。

姉は平成12年生、請求人は平成14年生、妹は平成16年生であり、当時、それぞれ16歳、14歳、12歳だった。

いかなる対応が担当ケースワーカーらにより行われていたかは不明であるが、16歳の児童を世帯主として生活保護を支給しているという状況に応じた、当該世帯の生活を安定させるための援助や説明は、全く行われていないと思われる。少なくとも、請求人自身は、何の援助や説明も直接受けた記憶はない。

そもそも16歳の児童に、生活保護や収入認定等の仕組みを、十分に理解するのは極めて困難であるから、世帯主である姉においても、制度を十分に理解しないままに、生活保護費の受給を行っていたと思われる。

ところで、遺族年金の遡及受給分が請求人に振り込まれたのは、令和元年6月頃である。すでにこの頃には、請求人の家計は、姉や妹とは全く別になっており、食事等の生活費については、全く別に買い物をするなど、別会計となっていた。

c 子どもだけの二人で世帯になってから

令和2年5月頃に、姉が家を出て一人暮らしを始めたので、世帯としては、妹と請求人の二人になった。世帯主は妹になったが、妹と請求人は同居しているものの交流はほとんどなく、生計も別であった。

d 請求人の転居

令和2年10月21日に、請求人は、現住所に転居し、世帯を離れた。

(イ) 遺族年金の受給

遺族年金の受給については、請求人は、誰が手続きをしたのかは知らない。また、自分が何か署名等をしたかどうかの記憶にない。

ただ、令和元年6月頃以前であると思われるが、あるとき、遺族年金が支給される旨の通知を受け、銀行口座に年金が振り込まれていた記憶があるのみである。

請求人は、遺族年金がいつまで受給できるのか、額が変わることがあるのか等、遺族年金の制度についての説明を誰かに受けたこともない。ただ、大きな金額が一括で支給され、その後も2か月に1回、年金が支給されることしか認識していなかった。

また、請求人は、遺族年金の受給に先立ち、同年金が生計で収入認定される旨の教示を、誰からも受けたこともなければ、受給後も令和2年9月頃まで、そのようなことを聞いたこともなかった。

(ウ) 未成年後見人の選任

平成31年3月27日に、児童相談所長により、請求人、姉及び妹につき、未成年

後見人選任申立てが、家庭裁判所に対してなされた。

調査に時間を要するなどした結果、請求人については、令和2年2月13日に、現未成年後見人を未成年後見人に選任する審判がなされ、同14日に確定した。母が平成29年7月に死亡してから、すでに、2年半以上が経過していた。

(エ) 処分庁による指導や保護の内容

請求人の記憶では、ケースワーカーから遺族年金の収入申告について、何らかの指導を受けたことはない。それ以外の援助や指導も、ほとんど受けたことがない。そもそも、ケースワーカーと面談したこともない。また、世帯主であった姉からも遺族年金のことについて、何かの説明を受けたこともない。

ウ 保護費を受け取っていない請求人に返還を求めることは違法であること

保護費については、世帯主に一括して支給されているところ、請求人は、保護費の額も知らなければ、それを自ら使ったこともない。

生活保護を受給しているということ自体、母が死亡した平成29年頃には十分認識していなかったし、遺族年金の遡及支給があったとされる令和元年6月の時点でも十分な認識はしていない。無論、生活保護費が、最低生活費から実際の収入額を控除して決まることや、被保護者に収入申告義務があることなどは、全く理解していない。

また、請求人は当時生活保護費がいくら支給されていたか知らないが、それが自らの生活費として使われていた認識もない。

生活保護は世帯保護の原則をとり、世帯主に世帯全員の保護費を支給する一方で、法は、被保護者に収入申告義務や費用返還義務を課している。

一見、保護費を直接受け取っていない被保護者も、費用返還義務が生じるようにも思える。

しかし、年齢が低く、援助する未成年後見人もなく、福祉事務所から適切な教示を受けることもなく、収入の申告義務を理解していないことがやむを得ない被保護者が、被保護者に自らが保護を受けている認識すら十分なく、保護費を直接費消もしていない場合にまで、保護費を受け取った世帯主ではない被保護者に63条による返還を求めることは許さないと解すべきであるし、また少なくとも、そのような返還請求は、極めて不適切である。

全く帰責性のない個人に、被保護者というだけで、返還決定を行うのではなく、実際に保護費の支給を受けた者に返還決定を行うべきである。

エ 返還決定にあたり、控除を認めなかったことが裁量違反である

(ア) はじめに

仮に、請求人に対して、返還金決定をなすとしても、請求人のおかれていた状況や市役所等行政機関の任務懈怠を十分に考慮せずに、自立のための控除をせずに

行われた本件処分は、考慮すべきものを考慮しなかった点に裁量の逸脱があり、違法あるいは不当である。

(イ) 遡及支給された年金の 63 条返還の取扱いの基準（通達）

「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成 24 年 7 月 23 日社援保発 0723 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「平成 24 年課長通知」という。）によれば、遡及した年金収入については、それ以外の収入と取り扱いを異にし、厳格に対応することとしている。具体的には、平成 24 年課長通知 2（1）イにおいて、

(ア) 保護の実施機関は、被保護世帯が年金の裁定請求を行うに当たり、遡及して年金を受給した場合は、以下の取扱いを説明しておくこと。

- ① 資力の発生時点によっては法第 63 条に基づく費用返還の必要が生じること
- ② 当該費用返還は原則として全額となること
- ③ 真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこと

(イ) 原則として遡及受給した年金収入は全額返金対象となるとした趣旨を踏まえ、当該世帯から事前に相談のあった真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること。

(ウ) 資力の発生時点は、年金受給権発生日であり、裁定請求日又は年金受給日ではないことに留意すること。また、年金受給権発生日が保護開始前となる場合、返還額決定の対象を開始時以降の支払月と対応する遡及分の年金額に限定するのではなく、既に支給した保護費の額の範囲内で受給額の全額を対象とすること。

とされる。

平成 24 年課長通知の是非はおいておくとしても、厳格に対応することと、個別の事情を考慮せず、また例外を認めず、杓子定規に通達を適用、解釈することとは全くの別である。

本件について、処分庁が、本来どう解釈すべきであったかは、以下に詳述する通りである。

(ウ) 処分にあたり考慮すべきであった事情

a 本人に教示を行っていない

前記イ記載のとおり、請求人は、遺族年金の遡及支給の際に、保護費の返還につ

いて、何らの教示も受けていない。平成 24 年課長通知（ア）で保護実施機関が要求されていることを行っていないのである。

b 遺族年金の支給受給とその費消についての処分庁等の帰責性

前記イ記載のとおり、遺族年金は、未成年後見人選任の前に、まだ 16 歳である請求人の管理する口座に、遡及支給がなされている。しかも、遡及支給がなされたのは、受給権が発生した平成 29 年 8 月から 2 年近くが経過した後のことであり、そのために、遡及支給額が極めて高額になったのである。

そもそも、生活保護とは「国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する」（法 1 条）ものである。単に保護費を支給すれば足りるわけではない。またケースワーカーは、保護費の支給を減らしたり、返還を求めたりする調査や手続きをするためだけに存在しているわけではない。その世帯の自立の援助を行うのが職務である。

特に、請求人の世帯は、未成年者だけの世帯で、平成 29 年 8 月時点では、世帯主がわずか 16 歳の高校生であり、請求人自身は 14 歳の中学生であった。突然、母が死亡し、子どもだけの世帯になったという状況で、処分庁は、あるいは児童相談所は、子どもだけで生活保護を受給させ、生活させることにしたのであるから、通常の世帯に対するより、極めて手厚く援助する責務があった。

生活保護費を支給するだけで、16 歳、14 歳と 12 歳の子どもたちだけの世帯が、金銭を適正に使用し、安定した生活を送れるはずがない。収入申告がないことを責めるより、遺族年金の手続きの教示し、児童相談所とも連携し早期に未成年後見人を選任し、世帯が収入をうまく使えるように援助する。そのことこそが、求められることであった。

そのような責務を果たしていないからこそ、遺族年金の支給は遅れ、多額の金銭が未成年者に一括してわたり、さらに、金銭の利用についても適切な援助がされないうちに時が経過したのである。つまり、処分庁等による責務違反こそが、請求人らに、多額の年金の遡及支給がなされ、また自立のための支出が行われた上での適切な返還が、すみやかになされなかった原因である。

本件において、遡及年金の返還について考える際には、このような処分庁等の責任を考慮すべきである。また裏返しであるが、年少であった請求人に帰責性がないことを、十分に考慮すべきである。

なお、請求人には、本年 3 月 11 日から、他の保護の実施機関において、改めて生活保護を受給しているが、適切な援助と指導がなされる環境にあることから、収入申告を適切に行うとともに、生活費についても、計画的に使用し、高校に通いながら、比較的安定した生活を送っている。

c 必要な保護費が支給されていないこと

前記bでは、遡及支給の年金が多額に生じたこと、また適切な収入申告がなされなかったことについての、処分庁等の責任を指摘した。

加えて、処分庁の責務について考えるに、保護費の支給という点のみにしぼったとしても、適切な保護費の支給がなされていない可能性が高い。

請求人は、平成30年4月から高校に進学しているが、進学後も、高等学校就学費等が、支給されていない可能性がある。この点については、現在、ケース記録の開示請求中であるので、開示がなされれば、それを検討して、必要であれば、もう少し詳細な主張を行う予定である。

十分な保護費を受け取るような援助や指導もされず、支給がなされていないとすれば、もはや、必要な保護費を支給するという最低限の役割も、処分庁が果たしていないことになり、未成年者だけの世帯を、生活保護のもと、自分たちだけで生活させている状況で、行政がなすべき責務を果たしているとは、到底考えられない。

そのことにより、本来生活保護費から支出すべきもので、請求人が遺族年金から支出することを要した費用が生じたはずである。そのようなものまで、返還決定をなすのは極めて不当であり、返還決定に際しては、このようなことも十分考慮する必要がある。

d 返還が不可能で、返還決定自身が自立を不可能にすること

令和2年1月頃には、遡及受給した年金は、ほとんどすべて費消されている。

また、請求人は、現在、夜間高校に通う高校生であり、本年1月頃からは精神的な不調のため、アルバイトをすることもできなくなっている。

このような状況の18歳の請求人に、80万円を超える高額な金銭の返還をするのは、現実的に不可能である。

14歳から16歳にかけての遺族年金を、16歳で遡及してまとめて受給し、適切な援助も得られないままに費消してしまったからといって、18歳の請求人に、80万円を超える負債を現時点で背負わせることは、請求人の将来の自立をきわめて著しく阻害し、むしろ不可能にするといわざるを得ない。全額の返還決定を行うことは、14歳で母を亡くし、子どもたちだけでなんとか生活してきた請求人の未来を奪うのと同じである。このことは十分に考慮されるべきである。

(エ) 平成24年課長通知の適用のあるべき姿

確かに平成24年課長通知は、遡及年金の返還について、厳格な運用を求めているが、その趣旨は、年金を当初から受給し、正しく収入申告をしていたものとの比較において、年金を遡及受給したものが有利になるのは、一般に公平さがなく、適切ではないという理由からである。

本件は、上述のとおり事情があり、一般的な事案とは大きく事情を異にしている。請求人には、遡及支給を受けたことも、それを法上適切に取り扱わなかったことについても、帰責性があるとは言えない。繰り返しになるが、むしろ、責められ

るべきは、14 歳という若さで母親を亡くし、子どもたちだけでの生活を余儀なくされた請求人（や姉・妹）に対し、必要な保護・援助を十分に行わなかった処分庁をはじめとする行政各機関である。本件で返還決定を考えると、この事情を考慮せずに判断することは、絶対に許さず、十分に考慮し、限りなく、請求人に不利益が生じないような判断をしなければならない。

そうすると、63 条返還の額を決めるにあたって、自立のための控除を行うかどうかについては、本件での事情は、病気等と同視できるか、それ以上の理由であるから、事前相談がなかったからといって、控除をしない理由にはならない。

また、真に自立のために必要かどうかについても、上記事情を考慮すれば、それぞれの用途を細かく考えるのではなく、すでに費消されていることをもって、必要な支出であったと考えるべきであるし、また多額の負債を背負わせることが自立を阻害することからしても、すでに使った金銭については自立に必要なものであったと考えるべきである。

たしかに法 4 条 1 項は「生活保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」とし同条 2 項は「民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする」とするなど、生活保護のいわゆる補足性の原理、つまり生活保護は生活困窮者の「最後の手段」であることを念押しする。

しかしここまで重ねて述べた事情に照らすと、請求人の年金の手続、および遡及年金は、本来あるべき生活保護の補足性の原理を逸脱するものとしてされたものではない。

むしろ本件のような特殊な事案においては、遡及年金については 63 条返還決定をせず、今も未成年者である請求人に、多額の負債を課さないことこそが、法 1 条が生活保護の目的として掲げる「自立の助長」にも資するものである。

この決定を取り消すことは、困窮と孤立の中を堪えてこれから成人となる請求人に対して国が保障する最低限の文化的生活（憲法 25 条）の実現であると考え、本審査請求に及ぶものである。

(2) 審理員が令和 5 年 9 月 26 日に受理した請求人の反論書には、次の趣旨の記載がある。

ア 請求人が遺族年金と生活保護受給について理解していなかったこと

(ア) 遺族年金申請が請求人の意思に基づいてなされていないこと

i 概要

請求人は、前記(1)で主張したとおり、遺族年金の受給について、誰が手続をしたか知らず、自身が請求書に署名したかの記憶もなかった(前記(1)イ)。

前記(1)において記憶がないという表現にとどめたのは述べたのは以下の理由による。

請求人本人は、請求人代理人及び未成年後見人による聞き取りの当初から、自分は何らの手続きもしていないと述べていたが、請求人代理人及び未成年後見人としては、記録による確認をとれない中、遺族年金の支給がなされている以上は、本人に何に署名しているかの認識がなかったことは間違いないが、無自覚のままに年金申請書に署名させられている可能性もあると考え、その可能性を排除しないために審査請求書においては「記憶がない」という表現にとどめたものである。

しかしこの度、処分庁の後記2(1)及び請求人が個人情報開示請求により開示を受けたケース記録を見れば、年金申請書に請求人が署名していないことはもちろん、遺族年金申請手続きの委任状に署名していないことも明らかとなった。

以下で詳述するが、遺族年金の申請については、請求人には何らの説明もないまま、平成31年1月30日に世帯主(当時、以下同じ。)であった姉に委任状を書かせるなどし、同年2月1日に処分庁職員が姉第3名を「代理」して、申請手続きを行った上で、請求人に対しては、はその後の同月20日になってから、「遺族年金の手続きを行っている」旨の言葉を「伝えた」のである。

このように、委任を受けていないにもかかわらず委任を受けたと偽って請求人の遺族年金請求を行うという処分庁の違法な行動こそ、本件において非難されるものべきであって、その責任を請求人に転嫁すべきではない。

ii 処分庁の主張

処分庁は遺族年金請求について、まず「各々に」年金請求に係る手続きを保護課年金調査員に委任する旨の委任状を提出させ(後記2(1)ア(イ)から)、同調査員が平成31年2月20日に市民課において、請求手続きを行った。そして、その後、平成31年2月20日に請求人宅において、請求人と妹に、遺族年金の手続きを行っている旨を説明し、入金があった場合には速やかに申告するよう指導したと主張する。

しかし、処分庁は、「委任状」を提出させた経緯、いつ、誰が誰に対して、どのような説明をして、その結果、いつ、誰が誰から、委任状の交付を受けたかの説明を一切しない。そして、委任状については写しも残していないため、手元がないなどと主張する。

そこで、ケース記録から、その経過を読み解く。

iii 遺族年金申請、受給及びその説明に関する記録

(i) 記録の記載内容

ケース記録において、遺族年金について記載されているのは、以下の部分のみである。

■は開示請求において不開示とされた部分である。

①ケース記録票

30・7・17

7/11 16:30 姉宅訪問するも不在。

- ・収入申告の提出の督促
- ・遺族年金請求のための必要書類等 * ■生徒手帳写し、請求人■名義の通帳写しを提出するように書いたメモをドアポストへ投函する。

②ケース記録票

30・7・19

■来所

- ・■及び請求人の収入申告を提出するよう督促（依頼）する。
- ・遺族年金申請のため、■の生徒手帳、請求人■の通帳（写）を提出するよう依頼する。

③ケース記録票

30・8・8

14:25 姉宅を訪問するも不在。

別紙のとおりメモを投函する。

請求人宛の手紙

姉へ

①■さん、請求人の収入申告書（H30年4月～）を提出してください。

②遺族年金請求のため

- ・■さん→生徒手帳のコピー
- ・請求人、■さん→各々の通帳コピーを提出してください。

【略】

④ケース記録票

30・11・15

相談員より、別紙のとおり経過報告あり。

子どもの健全育成相談員 面接・訪問記録票

訪問・面接日 平成30年11月8日～11月15日

面接・訪問等の目的 この期間のまとめ

内容

【略】

- ・11/14 ■との面会日程を11/26と連絡したが、時間について確認するため高校にTelをかけた。【略】（■高校、A先生には■に通帳と印かんをもって来るよう伝言を依頼した）

【略】

⑤ ケース記録票

30・11・26

13:00 ■高校訪問。

〈主席者〉

■、A先生、B課C氏、D相談員、Eケースワーカー

〈内容〉

- ・ ■の進路について→フリーターを希望しているとのこと。
- ・ 未成年後見人の申立てについて→本人申立てをすると、意思確認できた。
- ・ 収入申告を十分に行うように指導→分かりましたと返答あり。
- ・ 11/30（金） 16:30 家庭訪問のアポをとる。
- ・ その他詳細については、D相談員による報告書あり。

相談員 面接・訪問記録票

訪問・面接日 平成30年11月26日 時間13:00～13:40

面接・訪問等の目的

- ・ 近況確認（世帯の様子・■の進路等）
- ・ 未成年後見人について

内容

【略】

提出してもらう書類への捺印ができなかったため、11/30に改めて自宅を訪問し、書類を完成させることになった。

⑥ ケース記録票

30・11・30

16:25 姉宅訪問するも不在

16:40 メモを投函する。

17:00 ■へTELするも応答なし

⑦ ケース記録票

平成31年1月30日 関係機関（平成31年1月30日）

平成30年1月30日9:40@■高校

未成年後見人制度の説明のため、■高校で面談実施。

【出席者】

■、F先生、A先生

G氏（Hセンター）、C（B課）、D、E

【内容】

姉世帯の未成年後見制度の申し立て及び制度概要について、G氏より■へ説明

し同制度利用の同意を得た。

同制度利用の必要性について■は十分に理解できていない様子。また、面接実施による時間的拘束に不満感を抱いている様子であった。

【生活状況】

相変わらずアルバイトや友人との遊びに夢中で、同居する弟■と一緒にいる時間は少ないと述べていた。そのため弟■の進路については無関心。■としての自覚はない模様。

1月下旬に■が体育の授業中に左手小指を骨折したが、家事は■が行っているという。

【指導等】

- ・収入申告の提出を徹底するように指導した。
- ・2/5の保護費支給は窓口払いに切り替えたことを伝え、同日中に来所するよう依頼した。

【今後について】

請求人及び■に対してもG氏から同様の説明をして制度利用の同意を得る必要がある。そのため、I高校及び■へ赴き請求人及び■に接触を図る必要がある。

遺族年金請求にかかる委任状等及び資産申告書、調査の同意書を聴取する。

⑧ケース記録票

平成31年2月13日記録 記録(平成31年1月17日)

D相談員より、別紙のとおり報告あり。

相談員 面接・訪問記録票

訪問・面接日 平成31年1月17日～2月12日

面接・訪問等の目的 この期間のまとめ

内容

【略】

- ・1/30 9:40 ■高校にて、教育支援コーディネーターA先生、担任F先生の同席のもと、■と面談。■の様子としては、“会いたいわけではない” “何言われてるか、わからん” “早く終わらへんかなあ”というような心の声が、ストレートに聞こえてきそうな態度であった。F先生がかなり根気よく、説明をさらに加えたり、必要性について話をして下さったり、教育的な指導も交えながら我々との橋渡しをして下さった。

しかし、今回の主たる目的である、HセンターGケースワーカーとの顔合わせにしても、自分のこととしてとらえている様子は見受けられなかった。未成年後見人制度を利用するための手続きも“早く終わらせたい”と「説明を了解したか」というと問いかけにもおざなりに答えている感じであった。

また、弟や■と面接する必要もあるため、そのことを伝えてもらいたいと■に依頼をしても、「会わへん」「会ってもしゃべらへん」と全く協力的な返答は返っ

てこなかった。

悪気なく、本当に年齢相応にふるまっているだけ、素直とも言える。ただ、子どもだけの世帯の世帯主としては、支援する側としてはかなり頭がいたい。

次回2/5の保ご費の支給日には窓口へ取りに来るようにとケースワーカーより伝えられた。

【略】

⑨ケース記録票

平成31年2月21日記録 訪問（保護世帯 平成31年2月20日）

平成31年2月20日 19:20 姉宅訪問

未成年後見制度について説明実施。

【出席者】

請求人、■、HセンターG氏、D相談員、Eケースワーカー

【内容】

G氏から請求人、■に未成年後見制度の説明実施。

Eケースワーカーから請求人らに遺族年金の手続きを行っている旨を説明し、入金があった場合は速やかに申告するよう指導する。

また請求人の電話番号を徴取。【略】

請求人は3月18日で職業訓練校修了とのこと。4月からは定時制高校+アルバイト予定とのこと。

職業

訓練校修了までの間は、16:10から18:05の間ならTEL可能とのこと。

(ii) 記録からの経過のまとめ

以上がケース記録とその別添資料に記録された、遺族年金請求にかかる記載であるが、それをまとめると、遺族年金請求の経過は以下のとおりであったことが明らかにになる。

平成30年7月16日以前のケース記録には、遺族年金についての記載はない。またそれまで、処分庁との対応は、世帯主である姉ではなく祖母が行っており、姉弟に対して、遺族年金の説明がなされるような機会もない。

平成30年7月17日になって、遺族年金請求のための必要書類として、姉の生徒手帳写し、請求人及び妹名義の通帳写しを提出するように書いたメモが姉弟の自宅（当時、以下同じ。）に投函された（①）。

次に同月19日に、祖母が処分庁を訪れた際に、姉と請求人の収入申告の督促を行うとともに、祖母に対して、遺族年金申請のために姉の生徒手帳写し、請求人及び妹名義の通帳写し（①メモ記載と同じもの）を提出するよう依頼した（②）。

そして、8月8日には、遺族年金請求のためとして、姉の生徒手帳写し、請求人及び妹名義の通帳写し（①、②と同じ）を求めるメモを家に投函した（③）。

その後、保護課相談員が、姉の学校と調整し、11月26日に、教師立ち合いで、処分庁職員やB課職員と姉との面談を実施することとなった。その学校等との調整の際に、同相談員は学校に、姉に対して11月14日に印鑑と通帳を持ってくる旨を伝言するよう依頼した(4)。

11月26日に姉との面談は実施されたが、処分庁職員は主に生活状況や未成年後見人の選任等の今後の支援のことについて話した。遺族年金についてはまともに話題に上った形跡はない。ただ、姉が印鑑を持参していなかったために、「書類」の作成は11月30日に自宅訪問をして行うこととなった(5)。しかし、11月30日に自宅を訪問するも姉は不在であった(6)。

次に処分庁が姉と話をしたのは、平成31年1月30日、再度高校で教師立ち合いのもとに行った面談の場である。この面談は、「未成年後見制度の説明のため」の面談で、処分庁職員や、上記B課職員の他、未成年後見選任申立てを担当するHセンター職員G氏が同席した。

この面談では、主に未成年後見人選任手続きについての説明がなされたが、姉は、「何言われているかわからへん」「早く終われへんかな」という態度で、早く面談を終わらせたいために、未成年後見制度についての説明を了解したか尋ねられても、おざなりに返答していた。

また、処分庁職員は「請求人や妹に対しても、未成年後見人選任申立ての同意をとるために上記G氏が面接する必要があるので、その旨を伝えてほしい」と姉に依頼したが、姉は「会わへん」「会ってもしゃべらない」と非協力的な回答を行った。

この11月30日の面談の際に、資産申告書、調査の同意書と一緒に、遺族年金請求に係る委任状等が徴取されている。委任状の徴取に際して、姉に対して、遺族年金の遡及支給と保護費関係などは説明されていない(以上、⑦、⑧)。

そして、2月20日に行われた、上記G氏から請求人と妹に対して未成年後見制度について説明する面談の場において、担当ケースワーカーから請求人らに、「遺族年金の手続きを行っている旨」が説明され、入金があった場合は速やかに申告するよう「指導」が行われたという(⑨、これは記録上そうなっているという意味であって、請求人にはこのような説明や指導をされた認識が一切ないのは、これまで述べたとおりである。)

つまりは、当初から処分庁は、姉弟に対して遺族年金請求の必要書類として、姉の生徒手帳のコピーと、請求人と妹の通帳のコピーしか求めおらず(姉の通帳のコピーを求めているのは保護費の支給口座として姉名義の通用の写しを取得していたからであろう)、処分庁職員に対する年金請求手続きの委任状を提出するようことは一切求めていない。

そして、11月26日の面談の際に、姉に印鑑を持参させようとしたが、同日は姉が印鑑を持参せず、結果、書類ができなかったところ、1月30日の姉との面談の際になって、姉から「遺族年金請求に係る委任状等」を徴収している。

請求人との関係でいえば、遺族年金請求があった2月1日より前には、請求人は

処分庁ケースワーカーや相談員と、一切会っていない。

なお、処分庁が本件手続きで提出した、平成31年2月1日付受付印ある年金請求書控えでは、姉弟3名分とも、請求者欄に全く同じ印影の印鑑が押されていることも、ここで指摘しておく。

iv 当初の処分庁が未成年後見人らに虚偽の説明を行ったこと

未成年後見人が選任される前に、遺族年金申請を誰が行ったのかは、令和2年1月から2月に。姉弟それぞれに未成年後見人が選任された直後から、未成年後見人ら（当時、以下同じ。）の間でも疑問であった。

この点、令和2年2月25日に、請求人未成年後見人の事務所（J法律事務所、請求人代理人事務所と同じ）で、未成年後見人ら（姉の未成年後見人であるK弁護士、請求人の未成年後見人であるL弁護士及び妹の未成年後見人であるM弁護士）と、査察指導員のN氏、担当ケースワーカー及び上記Hセンター職員G氏で、顔合わせの打合せが行われた。

その際、N氏は具体的な金額をあげて、年金遡及支給分の保護費返還の話題を出し、未成年後見人らに対し、それぞれの名義の口座に残っていると思われる返還額相当の預貯金を確保するよう求めた。

そこで、未成年後見人らは、当然の疑問として、なぜ未成年後見人が選任されていない状態で、遺族年金請求が先行され、管理のはっきりしない未成年者ら名義の口座に多額の年金支給がなされるようなことになったのか、いつ、誰が、なぜ申請を行ったのかを、N氏に尋ねた。しかし、N氏は「自分たちも経緯はよく分からない」と回答したのである。

なお、この打合せについては、ケース記録には一切記載がない。

ところが、本件審査請求になって、処分庁は遺族年金について、請求人から委任状の交付をうけて保護課年金調査員において代理して請求したと主張する。

ケース記録の記載等からして、令和2年2月25日においても当然、N氏は請求の経緯を把握していたと言わざるをえない。誠に遺憾ながら、生活保護課係長・査察指導員という重責にあるN氏が、未成年後見人らに対して、虚偽の説明を行ったのである。

v 請求人からの委任も、委任状の交付もなかったこと

請求人の遺族年金請求は、平成31年2月1日になされており、当然ながら、仮にも請求人から委任を受けて、処分庁職員において代理して遺族年金請求を行ったというのであれば、遅くとも同日までに、請求人に対して、遺族年金の受給権があることはもとより、その金額や支給方法、遡及支給がある旨とその概算金額及び生活保護との関係（とくに返還命令をなす予定であるのであればそのこととの関係）等、生活保護を受けている世帯員であるという現況に応じた遺族年金請求の説明を行い、それを理解させた上で、その真意に基づいて委任を受ける必要がある。なお、委任状の

存在は、一般的には、そのような真意に基づく委任があったことを示すと考えられてはいる。

しかし、遺族年金請求についての経緯は前記Ⅲのとおりであって、請求人が処分庁職員に申請手続きを委任する機会は一切なかった。請求人はそもそも、委任による申請があったという日より前に、処分庁職員、その他市の職員と一切会っていないのである。これでどうして、委任状を交付して委任などできようか。

また、委任状は一般に高い証明力はもつものの、あくまで実際に委任があったことを示す一つの書証であり、形式的に委任状があれば、当然に実質的に委任があったことになるわけではない。

遺族年金請求手続きの委任は行政手続きの委任であって、厳密に言えば、民事上の行為能力が必ずしも要求されるわけではない。

しかしながら、委任者が未成年者、それもわずか14歳の子であるとなれば、委任を受けるに際して受任者は、委任者が、受任者をして行わせようとしている手続の意味を十分に理解しているのか、その手続を行う意思が真にあるのか、そして、当該手続を受任者に委任する意思をもっているのかを、極めて慎重に確認する必要がある。

まして、委任者が生活保護世帯の世帯員、受任者が生活保護を担当する行政職員という場合、未成年者でなくとも一般に真意を伝えるに（逆らいにくい）関係にあるのだから、その要求される注意の程度はさらに高くなる。

その意味で、万が一に、請求人の作成した委任状が、姉などの第三者を通じて処分庁職員に提出されていたとしても、本件において請求人の状況からすれば、上述のような意味で、実際に委任があったということはできない。

もっとも、記録を見れば、処分庁職員が姉など第三者を通じて、請求人が作成した委任状の交付を受けたなどという事実も存在しようがない。

処分庁職員の職員は、姉（あるいは祖母）に対し、請求人分の委任状用紙の交付など行っていない。そのような用紙を交付した記録は一切ないし、交付を前提にして、署名した委任状の持参を求めた記録もない。むしろ、姉に対して、面談の際に印鑑をもって来ることを求め、11月26日の最初の面談では、姉が印鑑を持参しなかったために書類の作成ができなかったという。そしてその後、処分庁職員は姉と連絡がつかず、結局、学校を通じて平成31年1月30日に再度面談を行い、その場において、姉から委任状等を徴取したと記録するのである。

この11月26日以降の連絡がとれない期間、処分庁職員は姉弟の自宅を訪問はしているが、遺族年金請求にかかる書類の提出を求めることは一切していない。

委任状の用紙を姉に託し、それを請求人が自宅等で受取って署名押印し、それを処分庁職員が1月30日に姉から徴取したなどということは、このような経過からしてあり得ない。1月30日の面談においても、姉は請求人と「会わない」「会ってもしゃべらない」とも言っているのである。

そして何より、請求人本人の記憶からも、そのような委任状を姉や第三者から受け

取って記載したことは絶対にない。請求人は、遺族年金支給通知の郵便が来るまでに、何らかの書類に署名や押印したことは一切ないのである。

また、処分庁は、年金申請の委任状は、写しもとることなく年金事務所（とは言っても、受付事務を行ったのは処分庁と同じ市の〇課である）に提出したので記録にないなどという。しかし、仮にも行政組織が、高校生を最年長とする若い学生・生徒のみの世帯の姉弟を委任して遺族年金請求をするにあたって、自らの権限を証明する書類の写しもとらないなどということは考えられない。やましいことがなければ、平成31年2月1日に処分庁の職員が姉弟を代理して遺族年金請求を行った旨をケース記録に記載し、あわせて委任状などの関連書類を添付資料として保存するのが当然である。しかし、ケース記録には、平成31年2月1日に処分庁職員が姉弟を代理して年金請求を代理して行ったということすら記載されていない（もっとも、受領印ある申請書控えは本件において提出されているが、それはどのように保管されていたのか。審査請求にはこの控えの原本を受領したことはないが、原本が処分庁において保存されているのであろうか）。

そして、そのような委任状の写しすらないという事実、また処分庁職員が当初、未成年後見人らに「年金請求の経緯は分からない」などと虚偽の説明をした事実、上述のケース記録等に残された事実経過からすれば、生活保護制度も遺族年金制度も全く理解していない姉とのみ話をし、姉に請求人の分まで委任状を書かせるか、あるいは姉の持参した印鑑を利用して処分庁職員の職員自ら委任状を記載するかなどして、請求人からの委任を受けずに、請求人の遺族年金請求をしたと断ぜざるを得ない。

なお、姉が生活保護制度も遺族年金制度も理解していなかったことは、上記平成31年1月30日の面談の様子（前記⑦、⑧）や、令和元年6月17日に第三者から福祉事務所に遺族年金と生活保護の関係について問い合わせがあったこと（後記⑪）、令和元年8月13日の面談結果（後記⑩）から明らかである。

（イ）遺族年金と生活保護の関係について説明がなかったこと

i 概要

遺族年金申請前に、処分庁職員から請求人に、遺族年金申請及び生活保護との関係について一切説明がなかったのは、すでに述べたとおりである。

そもそも、請求人は、母の死後、姉や妹と同居はしているが、ほとんど会話をしない状況にあった（前記⑧、後記⑩）。祖母とも同じである。生活費も家賃こそ誰かが保護費の中から支払っていたのかどうかかわからないが、自身の支出はアルバイトなどで自身が手にする金銭から行っていた。インターネットのW i - f i さえも、姉弟宅には、請求人が契約するものと、他の家族が契約しているであろうものの2台がおかれていたのである。

このような状況の中で、請求人は生活保護を受給している意識はなく、生活保護の制度も理解しておらず、世帯への支給額も知らない状態であった（後記⑩、⑪）。な

お、この点について請求人を責めるのは妥当ではない。生活保護の制度を理解できていない高校生の姉を世帯主とする子だけの世帯で、適切な支援もなく生活を送らざるをえなかった請求人が、生活保護制度について理解していなかったことを責めることはできない。

処分庁は、年金申請後である平成 31 年 2 月 20 日に、請求人に対して、「遺族年金の手続きを行っている旨を説明し、入金があった場合は速やかに申告するよう指導を行った」などと主張するが、実質的な意味で説明を行ったという事実は存在しないし、形式的な意味ですら、説明があったとは到底言えない。

仮に、処分庁職員が請求人に対して、何らかの言葉を発していたとしても、それは極めて形式的なもので、請求人の年齢や特性からして、実質的はもちろんのこと、形式的にすら「説明」や「指導」と言い表すことのできないものである。

実際、請求人は、処分庁職員から遺族年金の手続きの説明を受けた記憶はないし、遺族年金と生活保護の関係について、全く理解していない。

以下、順を追って詳述する。

ii 遺族年金申請、受給及び生活保護との関係等の説明に関する記録

(i) 請求人への直接の説明に関する記録

請求人に遺族年金と生活保護について直接に説明したとされる記録は、平成 31 年 2 月 20 日の自宅訪問時の記録（前記⑨）のみである。

しかし、この訪問は、経緯からして、請求人に未成年後見制度の説明をし、申立ての同意をもらうことを目的とするものである、同記録には【出席者】の前の、主題的な部分に「未成年後見制度についての説明実施」とあるし、平成 31 年 1 月 30 日の「委任状等」を徴取した姉面談（⑥）の記録には、【今後について】として、「弟及び■に対しても G 氏から同様の説明をして制度利用の同意を得る必要がある。そのため、I 高校及び■へ赴き弟及び■に接触を図る必要がある」との記載がある。

この時点での処分庁の関心ごとは、姉弟について未成年後見人選任申立てを進めることだったのは明白である。

平成 31 年 2 月 25 日記録の別添資料にも、この 2 月 20 日の面談については、未成年後見制度の説明に関するものしか記載がなく、遺族年金申請、遡及支給、生活保護との関連及び返還決定などを具体的に説明した記載は一切ない。

(ii) 請求人が姉や親族と会話していなかったことについての記録

請求人が姉やその他親族と会話ししない状況にあった点の記載は、ケース記録随所にみられるが、前記⑧の他、特に以下のものを摘示する。

⑩ケース記録票

令和元年8月19日記録 記録(令和元年8月19日)

指導員(Dさん)より面接訪問記録票の提出あり。別添参照。

(内訳抜粋)

D指導員とHセンターGさんで8月13日に姉宅訪問し、■に同行して家裁に行く。

【略】

請求人については、■も全くは無し(引用者注:話の誤変換と見られる)をしない状況になっており、無視するので困っていると言ひ、今は朝からバイトに出て、どこに行っているかも言わない。■が死亡してから、絶縁状態になっているとの事。

★生活保護の制度について

■からは、生活保護については何も聞かされておらず、全く理解はない。収入申告については出すようにと言われているから出しているといった話であったので、再度、制度説明をする機会をつくる必要性を感じたとの事。

【略】

訪問・面接日 令和元年7月25日から8月13日

面接・訪問等の目的 この期間のまとめ

内容

【略】

8/13

14:00 少し前に姉宅を訪問し、2度程インターホンを押したが応答なし。

ドアポケットよりGケースワーカーが声をかけると、「ちょっと待って下さい」
とのこと。

10分後、■が出てきて出発。

14:50 頃家庭裁判所到着。

まず、Gケースワーカー、Dが調査官と話をした。

【略】

それぞれが聞き取りをされている間に近況等を確認した。

減税、家賃や水道光熱費は支払っていて滞納はないとのこと。

保護費は■が管理してくれていて、日頃の生活でお金に困ることはない。その■は■に住んでいて■で働いているそう。以前は■に住んでいて、その頃は2~3回/M来てくれていたが、今は遠いため1回/Mになっているとのこと。

又、Pに住む■がたまに様子を見に来てくれる。

請求人の件については、■も困っており、全く話ができない状態だと言う。話かけたり、頼まれた伝言をしても返事もせず、“無視”しているとのこと。今は朝からバイトに行っており、どこに行ってるかと聞いても「言いたくない」と言っている様子。

小学生の頃はみな仲良く(ケンカはするが)よく話もしていたそうだが、中学生になると段々会話は減っていた。今のような“絶縁状態”になったのは、■が亡く

なっただということだった。

■とちがって、” ■の死” というのが、請求人にとってはもっと大きな意味があったのかもしれないが、かといって制度を利用している以上、やらなくてはならない事も理解してもらう必要がある。あきらめず連絡をとるようにする。

姉にしてもその他の子ども達も、生活保護について■からは何も聞かされておらず、どういう制度かという理解は全くない。ただ収入申告はしろと言われているからしているだけで意味はわかっていないとのこと。

一度きちんと制度の話を説明する機会をつくる必要性を強く感じた。

【略】

(iii) 姉弟が生活保護制度も遺族年金の制度も理解していなかった点の記録

まず、前記(ア) vでも少し触れたが、令和元年6月17日に、姉が制度を理解していないことを前提になされた第三者からの電話連絡の記録を摘示する。

⑪ ケース記録票

令和元年6月17日記録 電話(令和元年6月17日)

■よりTELあり。

TEL ■

■らの遺族年金の受給の件で6月14日に■から連絡を貰っていた。しかし、■の話ではよくわからないので、直接TELさせてもらった。年金の話は■から聞いている。

■は、年金を貰ったら■たちの生活保護が止まるとか、よくわからない話をしていて、事実かとの事。年金受給のことについては、母から聞かされているが意味がよくわからないとの事。

【略】

文脈からして、「年金を貰ったら生活保護がとまるとかよくわからない話をしていて」のは姉と考えられるが、世帯主で、一番年長で、処分庁職員とも年金申請前に話をし、委任状に署名押印をしたかもしれない姉ですら、このように何も理解していないのである。

また、そもそも姉が生活保護の制度について理解していないこと、保護受給の自覚がないことは、前記⑩の記載からも明らかである。

そのほか、姉弟の案件についての検討会議等においても、処分庁職員は、姉が遡及支給と保護費の関係を理解していないことを自認している。

⑫ ケース記録票

令和2年1月7日記録 会議(令和2年1月7日)

【ケース検討会議】

(検討内容)

■の死亡に伴い、現在、保護受給中である子■名各者に支給された遺族基礎年金の遡及支給分及び定例支給分の収入認定等の取り扱いについて

(検討会参加者)

Q次長・R課長・N査察指導員・S査察指導員・T

(検討内容)

別添えのとおり。

(検討結果)

【略】

④本ケースの■、請求人、■の■者については、未成年で、かつ、状況から判断するにあたり、生活保護受給中であること、本法の趣旨について理解が乏しいと解され、再度、生活保護の手引きを交付し、Hセンター等の協力のもと知らしめる必要ありと解す。

【略】

ケース検討票

【略】

ケースNo. (略) ■ケース検討の資料

【略】

②(長男) 請求人

【略】

長男の状況について、高校担任教師に聞いたところ、長男と話をする限り、まだ■が死んだということが理解できないでいる(認識されていない)ようで、■はすでに死んでいるのに、「そなん、■に言ったらいいやん、なんで自分がしなければならんのか?」といった話をしたりする。長男の頭の中には、■と自分と2人だけしか存在しない感じが受け取れる。■は存在しないように受け止められ、現実離れた話をするとのことであった。

【略】

⑬ケース記録票

令和2年7月30日記録 記録(令和2年5月31日)

■の人員減について

【略】

本世帯は、元々母子■人世帯で保護受給していたが、平成29年7月に■が亡くなり、未成年者■人(■、請求人、■)世帯となり、保護受給の自覚なく、収入申告等が適正にされていなかった経緯もあり、■人に未成年後見人をつける手続きを行い、令和2年2月頃にそれぞれに成年後見人が選任された。

【略】

iii 形式的な説明や指導すらなされていないこと

処分庁は、「請求人に対して、遺族年金の手続きを行っている旨を説明し、入金があった場合は速やかに申告するよう指導」したという記載がケース記録にあり、そのような指導を行っているとは主張するが、「指導」などという抽象的な言葉でごまかすことはできない。

いったい具体的にどのような「説明」をし、どのように「指導」したというのか。

請求人はそのような「説明」や「指導」をされた認識は全くない。

そして、上記指摘したこの面談の経緯（未成年後見人選任同意のために行った面談であること）や、請求人に対しては年金請求について申請前の説明がなかったこと、説明と指導がなされたとされる平成 31 年 2 月 20 日の詳細な面談記録には、遺族年金についての「説明」や「指導」の記載が一切ないことからして、それを形式的にでも「説明」あるいは「指導」と呼べるような発言が、なされていないことは明らかである（処分庁職員が、仮に「遺族年金の手続きを行っているので、入金があれば速やかに申告するように」と言っていたとしても、それは到底、形式的にも「説明」になっていないし、「指導」とも呼べない。「遺族年金」を知らない者に、「いぞくねんきん」の「てつづきをおこなっている」と言ったとして、いったいそれに何の意味があるのか。

iv 実質的に説明や指導がなされていないこと

(i) 概要

母が死亡し、姉が世帯主となった [REDACTED] の時点で、請求人はわずか 14 歳の中学 2 年生であった。

その後、請求人は、周囲から適切な支援を受けることなく、同じくわずか 17 歳の高校生であった姉を世帯主として、姉弟 3 名で生活していた。そして、その暮らしは、遺族年金の遡及分を含む支給があった平成 31 年 6 月頃も、その後未成年後見人が選任された令和 2 年 1 月、2 月ですら続いていた。

長期間にわたり、このような生活を送っていた子らが、心に大きな傷を負わないわけがない。子らが、殻に閉じこもるように心を閉ざし、自らの能力では対応しきれない社会からの働きかけに応じないのも、なんらの不思議もない。請求人は社会のみならず、同じ境遇の姉や妹、その他親族に対しても心を閉ざし、「絶縁」状況にあったが、それすらも何ら驚くべきことではない。

さらには、後述するとおり、これは後になって診断されることであるが、請求人は広汎性発達障害を有し、言語によるコミュニケーションが不自由である。

このような状況で、仮に形式的に「説明」と「指導」をしたとして、実質的に何の意味をもつであろうか。仮に形式的には何らかの「説明」と「指導」がなされていたと表すことができたとしても、それは請求人（あるいは同じ立場にある一般人）がその意味を理解できない程度のものであり、実質的には説明と指導がなされていないと評するほかない。

以下、未成年者に対する説明や指導として一般論として不十分であることと、申立人が発達障害を有する点に分けて、実質的に説明がなされていないことを詳述する。

(ii) 15歳の未成年者に対する「指導」として不十分であること

処分庁職員が遺族年金について指導をしたという平成31年2月20日現在において、請求人は若干15歳の職業訓練校と定時制高校に通う高校1年生の未成年者である。また、繰り返しになるが、平成29年、請求人が中学生のときに母親が死亡し、その後は社会からの適切な支援を受けることができていないのである。

一般的に、このような境遇におかれた15歳の子が社会や制度についての理解力に乏しいことは当然であり、処分庁もそのことは理解していた(前記⑩、前記⑫)。

しかしながら、処分庁は、請求人とはほとんど話をしないと語る(前記⑧)姉としか話をせず、請求人についても遺族年金請求を「代理」して行い、請求手続きをした後になって、未成年後見制度の説明を主目的とする面談(前記⑨)で、「遺族年金の手続きを行っているので、入金があった場合は速やかに申告するように」と指導しているなどという。

これは適切な支援を受けることができないまま生活を送っていた請求人に対する、愚弄である。

請求人は、「遺族年金」について全く理解していない。「入金があった場合」などと言ったところで、遡及支給を含む遺族年金の制度について、もっと言えば、「いぞくねんきん」という言葉そのものについてすら、何ら理解していない請求人に対して、全く何の意味もなさない。

処分庁の主張にそった事実が最大限存在したとしても、処分庁は15歳の未成年者に対し、きちんと意味を理解させる意思すら感じさせないような「説明」しかせず、遡及支給分を含む多額の年金の管理を請求人に委ねたのである。この自らの対応の杜撰さをこそ検証し、猛省すべきである(もっとも、いくら説明を尽くしても、請求人は、遺族年金について理解して行動することが難しかったであろう。だからこそ、後述するとおり、未成年後見人の選任を待つべきだったのである)。

なお、蛇足ながらあえて指摘するが、処分庁は、「返還となる旨の説明を行った」との記載はないが、仮に返還となる旨の説明が請求人になされていなかったとしても、それだけをもって、保護費の返還を免れるものではない。」などと主張する(後記2(1))。

何をかいわんや。「仮に」ではなく、返還となる旨の説明など絶対になく、そのことは、記録上明らかなのである。行政にとっての記録の重みなど一切鑑みない、言語道断の主張ぶりである。

また、返還の説明がなかったことのみをもって保護費の返還を免れるなどという主張を請求人がしているわけではないのは、前記(1)及び本書の記載のとおりである。

(iii) 請求人の特性に応じて説明と指導が不十分であったこと

a 請求人が広汎性発達障害を有すること

請求人が処分庁の所管区域に在住していた際に、処分庁はじめ社会から適切な援助を受けることなく生活していたことは、すでに審査請求書で述べたとおりである。

その後、令和2年11月に、請求人はU市に転居している。転居直後は、アルバイトをして収入を得ていたものの、やがて精神的に調子を崩し、抑うつ状態となり仕事をできなくなり、令和4年3月からは同市において生活保護を受給している。このこともまた、前記(1)で述べたとおりである。

そして、前記(1)では、「請求人は現在は比較的安定した生活を送っている」旨を述べたが、その評価が極めて表面的なことであったことが、その後すぐに判明した。

令和3年5月後半以降、請求人は、抑うつ状態がひどくなり、また人前に出るとパニックが出るために、通学が困難となった

請求人は、上記U市への生活保護申請時にケースワーカーから、精神面あるいは発達面での問題がないか専門医を受診した方がよいのではないかと示唆されたこともあり、令和3年4月20日初診で、U市の児童精神科「Vクリニック」に通院しはじめていたところ、同年7月8日には同クリニックにおいて、WAIS-IV知能検査や心理検査等を受けた。

WAIS-IVの結果は、全知能で78点であり、大分類では「言語理解」がその他の分類より著しく低く64点しかないという結果であった。

この結果やこれまでの生活状況の聞き取りなどから、同クリニックの医師より、請求人は「広汎性発達障害」があると診断を受けた。

知能検査結果からも分かるように、請求人は言語によるコミュニケーションに大きな困難を抱えている。

なお、令和3年7月以降も、請求人は同クリニックへの通院を続け、二次障害としての抑うつ状態への投薬治療などを受けていた（広汎性発達障害は発達障害であり「治療」方法はない）が、状況はほとんど改善されず、引きこもりの状態は悪化していった。令和3年頃は、未成年後見人の事務所に地下鉄に乗って一人で来ることができていたが、やがて電車に乗るとパニックがでることから電車に乗ることもできず、未成年後見人が自動車で送迎しなければ、通院や事務所への来所もできなくなった。

医師からも焦らせてはいけないと言われていたため、未成年後見人は請求人のペースに合わせて、可能な支援を行いつつ、信頼関係を築いていった。その結果、請求人は、令和4年11月ごろに、今後の生活の安定に資するために、精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の申請をすることを決めた。

その手帳申請のために作成された令和4年12月23日付診断書において、請求人は、①相互的な社会関係の質的障害、②コミュニケーションのパターンにおける質的障害、③限定した情動的で反復的な関心と活動と、広汎性発達障害の関連分野すべてに障害がみられるとされ、また抑うつ状態や自閉、意欲の減退などの状態も有するとされた。日常生活に関する能力については、「金銭管理と買い物」については「援助があればできる」、「他人との意思伝達・対人関係」は「できない」、「社会的手続きや公共施設の利用」は「援助があればできる」と評価されている。つまり、令和4年12月の20歳になった時点でも、これらは援助なく自発的に行うことはできないとされているのである。

請求人の体調などもあり、実際に手帳の申請を行ったのは、令和5年4月になったが、翌5月には、等級を2級とする手帳の交付を受けた。

b 処分庁職員の言葉は請求人に対しては何の意味もなかったこと

発達障害は先天的なものであるとされるところ、処分庁職員が請求人から委任状の交付を受けて遺族年金申請を代理して行い、その申請後に「遺族年金の手続きをしている」と説明し、「入金されれば申告するように」との指導をおこなったと主張する令和元年2月頃においても、当然、請求人は上述のような障害を有し、言語によるコミュニケーションに困難を抱えていたことは言うまでもない。

そして、処分庁が主張するような「指導」では、到底、そのような特性を有する請求人が、遺族年金と保護費の関係を理解できるはずがない。

実際に、請求人は生活保護制度も遺族年金制度も、両者の関係も、全く理解していなかった。「説明」や「指導」としての意味をもつ言葉として、処分庁職員の言葉が耳に入ったことすらない。そもそも記憶に全くないのである。

そして、生活保護制度や遺族年金制度について理解していなかったことが、請求人の責めに帰するということとはありえない。責任は全て、理解が困難な請求人に、理解できるような説明（があるとすれば、そのような説明）をすることなく、またそもそも未成年後見人の選任をまたずに、遺族年金請求を強行した処分庁にある。

イ 未成年後見人選任前に遺族年金申請をしたのは妥当でないこと

(ア) 未成年後見選任の経緯

に請求人の母が自宅で死亡し、それまで母と姉弟3名で生活をしてきた請求人は、当時16歳の姉と12才の妹と、子どもだけ3名の世帯で生活をしていくことを余儀なくされた。なお、実父は請求人らを養育する意思がなく、また母方祖母は、高齢で療育手帳も有しており、養育、支援する能力はなかった。

そのため、姉弟3名は、生活保護は母の存命時に続いて受給できるも、事実上の養育者も、法定代理人も不在の状態となった。

当初、処分庁は、祖母に動いてもらって、祖母が未成年後見人になる方向で考えて

いたかもしれないが、遅くとも平成30年5月には、祖母が療育手帳をもっており支援能力に期待できないことを把握している。そして、同月中には処分庁は、弁護士の未成年後見人を選任する必要性を認識している。

しかし、処分庁は未成年後見人選任申立てについて、児童相談所長申立てを希望し、同年7月には、実父が親権をとって未成年後見人選任の必要がなくなるということも現実的ではないということが明らかになっていたにもかかわらず、法81条、すなわち「被保護者が未成年者又は成年被後見人である場合において、親権者及び後見人の職務を行う者がいないときは、保護の実施機関は、すみやかに、後見人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。」との規定に従った対応をすることはなかった。

そして、平成30年11月15日には、姉弟とは別に施設で生活していた長男の関係では児童相談所長が未成年後見人選任を申し立てる予定であるが、姉弟3名については、法81条の規定に従い、保護課の方で未成年後見人選任申立てをしてほしいという、Hセンターの考えが伝えられた。

それでも、処分庁は速やかな申立てをすることなく、児童相談所長申立てを希望し、結果、ようやく平成31年1月18日に、Hセンターから、後見申立費用等を府で負担するので、手続にあたり本人たちと面会するために処分庁に顔つなぎを依頼する電話連絡があった。

その後、上述のとおり、平成31年1月30日に姉と、同年2月20日には請求人及び妹と、HセンターのG氏による未成年後見人制度説明制度説明のための面談が行われたのである。

そして、同年3月27日に、Hセンター長により姉弟3名について未成年後見人選任申立てがなされ、令和2年1月に姉と妹について、その後2月14日には請求人について、未成年後見人が選任された。

(イ) 処分庁は未成年後見人選任手続きが進んでいるにもかかわらず、並行して年金請求を強行したこと

姉から遺族年金申請の委任状が徴収された平成31年1月30日は、そもそも未成年後見人選任を児童相談所長申立てにより行うという方針がようやく決まったことを受けて、Hセンターの担当職員と姉との顔つなぎの場として設定されたものである。

つまり、処分庁が年金申請の委任状を徴取する前に、すでに具体的な未成年後見人選任手続きの目途がついていたのである。

このような状況にある中で、処分庁はあえて、未成年後見人が選任される前に、遺族年金請求を強行したのである。

(ウ) 処分庁による遺族年金請求強行の問題点

i 法上の義務を果たさず、その趣旨を蔑ろにしていること

法 81 条は、保護実施機関に対し、被保護者が未成年者で、親権者及び後見人の職務を行う者がいないときは、すみやかに未成年後見人選任申立てを行う義務を課している。

これは、未成年者に対して保護費を支給したところで、そもそも未成年者は行為無能力者であって単独で契約を締結できず、また判断能力も不十分であって、支給された金銭を利用して適切に生活していくことが不可能であること、また保護費の管理能力もなく、法の求める被保護者の責務（資産活用、収入申告等）を理解して果たすことが不可能であることから、未成年の被保護者について、保護実施主体において、未成年後見人選任請求をして、未成年者への保護を実施するように定めているのである。

こと本件においては、世帯主をはじめ世帯の構成員すべてが未成年者である。未成年後見人選任の必要性は極めて高い。

それにもかかわらず、処分庁は、祖母が能力的に未成年後見人の選任を主導することが難しいと判明した後も、自ら速やかに未成年後見人選任申立てをせず、自ら費用と手間をかけることをせず、児童相談所にそれらを負担させようとしたために、未成年後見人選任は遅れることとなった。

もちろん、児童相談所長申立てがふさわしい事案であろうが、本件においては、H センターは母の死亡後、本人らと一切関係をもっていない。そして、生活保護実施機関である処分庁が一番、姉弟の状況を知り、また姉弟と関わりを持ちやすい立場にあった。よって、祖母に未成年後見人選任手続きを期待することが難しいと分かった時点で、処分庁が自ら、選任申立てをすべきであった。

また、仮にHセンターとの調整を繰り返し行い手続きが遅れたこと自体は、処分庁の裁量の範囲で法 81 条に違反しないとしても、保護実施機関は、法定代理人のいない未成年者に対して、少なくとも、できるだけその者に負担をかけない方法で保護を実施すべきであって、必要のない遺族年金支給請求を強行し、未成年者に多額の金銭の受給と返還という、その能力からして過大な負担をかけるようなことは、厳に慎まなければならない。そのような行為は、法 81 条の趣旨に明確に違反する。

具体的な事情に照らせば、そのことは一層明確である。

処分庁は、世帯主である姉が、生活保護制度、遺族年金制度及び未成年後見制度について理解できていないことを実際に認識していた（前記⑧、⑩、②）。そして、現実には、姉について制度の無理解により収入申告が適切になされず、78 条徴収が行われ（平成 30 年 1 月 4 日）、請求人についても、収入申告がなされず、推定で収入が計上され（平成 30 年 5 月 21 日）、また繰り返し繰り返し、収入申告についての指導がなされ、それでも姉の制度の無理解により、適切な収入申告がなされないという問題が顕出していたのである。

にもかかわらず、処分庁は、姉弟に対して未成年後見人選任の説明をするのと全く同時に、遺族年金請求も行わせているのである。遺族年金請求により、多額の年金支

給がなされ、保護費の返還を求めることになることを認識しているのに、である。

つまり、姉弟が、遺族年金と生活保護の関係を理解しておらず、また理解させることがそもそも不可能であることは、誰の目にも明らかであり、処分庁も自覚していたにもかかわらず、処分庁は、遺族年金請求を強行しているのである。

このことが、法の趣旨をないがしろにする許されない行為であることは論をまたない。

ii 未成年後見人選任前に遺族年金請求を急ぐ必要はなかったこと

未成年後見人選任前に、遺族年金の受給などさせるべきでなかったことは上述のとおりである。

そして、遺族年金請求を急ぐ理由はどこにもない。請求が遅れ、その間に支給されるべき年金額を差し引かずに保護費の支給がなされたとしても、遡及支給があつてから、適切に 63 条返還がなされれば、実際に支出される保護費の総額は一切変わらないのである。

これに対して、処分庁は、生活保護の補足性から、活用できる資産として、遺族年金を活用すべきであるから、姉弟に年金請求をさせたことは妥当であると反論するかもしれない。

もちろん、生活保護の補足性から、被保護者に資産の活用が求められることは言うまでもないが、それはあくまで、活用できる資産についてである。

被保護者が形式的には遺族年金を請求し受給できるとしても、その者が、法定代理人たる親権者も未成年後見人もなく、遺族年金の意味を理解し、遡及支給分を含め支給される多額の年金を管理することができない未成年者であれば、実質的に見て、遺族年金は活用できる資産などと到底言えない。

繰り返すが、法は、その 81 条において、未成年者に親権者も未成年後見人もいない場合に、保護実施機関にその選任請求を義務付けている。このような生活保護法が、法定代理人のいない未成年者に対し、未成年後見人の選任前に遺族年金を受給することを、資産の活用として求めていると解することはできない。

iii 小括

以上のとおり、遺族年金請求を急ぐ相当性も、必要性も、一切存在しない。

結局、処分庁は、毎月の保護費の支給を少しでも早く減らすために、制度の理解もできない未成年者の世帯主である姉に、姉弟 3 名の遺族年金請求手続きに協力させ、金銭を管理する能力のない請求人らに、遡及支給分を含む多額の遺族年金を受給させたのである。

これは、法あるいはその趣旨に反するとともに、民法はじめ未成年者について定める諸法の理念にも反し、子の福祉を全く考えない許されない行為との誹りを免れない。

ウ 請求人を名宛人とする本件処分が違法であること

この点については、前記(1)に記載のとおりであるが、処分庁は弁明書で、「保護は法第10条に基づき、原則世帯単位で行われるものであり、保護費については請求人を含めた世帯に対して支給しているために、請求人は世帯員であった時期も保護を受けた者に該当する。また、受けた保護金品に該当する額についても、請求人が直接受領した額ではなく、世帯として受給した金額が該当する」と主張する。

なるほど、原則として、そのように解することは可能かもしれない。

しかし、この処分庁の主張は、本件についていえば、自らがその責務を一切はたしていないこと全く省みない、言語道断の主張である。

世帯として保護がなされ、世帯主に世帯全員の保護費が支給されているにもかかわらず、世帯主でない世帯員が個別に63条返還の対象となりうるのは、世帯員も世帯主を通じ、自らのために保護費を使用しているからである。

仮に世帯主が世帯員のためには保護費を使用していなかった場合、世帯員が成人の行為能力者であれば、世帯主に対して適切な使用を求めることができる。また、世帯員が未成年者などであったとしても、その権利行使を代理する親権者あるいは未成年後見人があれば、その者を通じて自らの権利を守ることができる。なお、世帯員が未成年者である場合、世帯主が世帯員の親権者であり、世帯員の財産を管理していることも多いであろう。その場合は、さらに世帯主と世帯員を、63条返還の対象者として区別する意義は乏しい。

このような通常の状態を前提とすれば、世帯員を名宛人とする63条返還も許容されるということになる。

しかし、本件ではその前提が一切異なる。

世帯員であった請求人は、世帯主の未成年の弟である。当然、世帯主である姉が、請求人の財産について管理権を有することはない。また法定代理人のない未成年者の請求人には、世帯主である姉に対して、生活保護制度を理解した上で、自身のために保護費を適切に使うように主張する能力もないし、請求人にそのような行動をとることを求めるべきではない。また逆に、世帯主である姉も、未成年の行為無能力者であり、世帯員のために保護費を適切に使うことを期待される立場にない。

実際、請求人は、保護費がどのような計算で、いつ、いくら支給されているかを知らなかったし、姉や妹とは別に独立した計算で生活をしていた(このことは、処分庁も理解している)。

請求人には自分が生活保護を受給している意識はなかったし、また、そもそも世帯主である姉にも、生活保護受給の意識がなかったことは、上述したとおりである。

親権者も未成年後見人もいない未成年者の世帯主に保護費を支給し、同じく親権者も未成年後見人もいない未成年者の構成員とともに生活させることを、法が想定していないのは、法81条の規定から明らかである。

未成年者を生活保護により生活させるときは、当然、財産管理権と身上監護権を有す

る親権者あるいは未成年後見人がいることを前提に、その責任のもとに、保護費の支給や収入申告、資産の活用等を行わせることになっているのである。そうでなければ、適切な保護の実施などできようもないのであって、それゆえ、法 81 条が規定されている。

保護実施機関が自らの責務を果たさず、法の予定しない状況を作りながら、親権者も未成年後見人もいない未成年者だけの世帯の世帯員であって、実際には保護費を費消していない、責任を負うべき能力も義務もない請求人に対して、法の形式的な規定（当然、その規定は、法の予定する状況下において初めて妥当なものとなる）をあてはめ、63 条返還の義務を負うなどと主張するのは、著しく正義に反する。

このような返還命令は、憲法 13 条、憲法 25 条、そして法に違反し、違憲・違法なものであって、ただちに取り消されるべきである。

エ すでに費消した金銭を控除せずになした本件処分が違法であること

この点については、前記（1）に記載のとおりであるが、処分庁は後記 2（1）で、平成 24 年課長通知と、「それでも控除を求めるもの」があれば検討すると、未成年後見人に伝えたが、その後相談がなかったことと反論する。

しかし、上記通知が想定するのは、本件のような特殊な事案ではない。当然、世帯主が判断能力を有し、また世帯員についても自身が判断能力を有するか、あるいは親権者や後見人等、法的に判断を代替すべきものがある場合を前提とすることは、明記されていないとはいえ、その趣旨から明らかである。

繰り替えしになるがそもそも判断能力のない者の行った行為について、責任を問うことは法的に許されないし、だからこそ、判断能力のないものだけの保護を、法は想定していないのである。

本件で、（形式的にではなく、実質的に）いったい何を根拠に、世帯員である請求人が、責任を問われることがあるというのだろうか。

もちろん、遡及支給された資産が残っていたのであれば、その範囲において返還することもやぶさかではない。

しかしながら、未成年後見人が選任された令和 2 年 2 月 14 日時点で、すでに遡及分を含むそれまでに支給された年金は費消されていた。

そして、令和 4 年 3 月 11 日から現在に至るまで、請求人は U 市で生活保護を受給しており、保護決定に際しては資産調査がなされたし、その後も、請求人は（元）未成年後見人の支援を受け、資産申告や収入申告を欠かさず行っている。請求人が、遡及支給により得た資産を保持し続けていないのは明白である。

処分庁は、上記通達を踏まえて「それでも控除を求めるものがあれば」検討すると伝えた、などというが、未成年後見人が選任されていない間の金銭の使用について、未成年後見人がそれを把握することは不可能であって、それが、上記通知の言うような厳格な意味における控除すべきものに当たるかなど、分かりようがない。

そして、そもそも、そのようなことを検討することは無意味である。

なぜなら、返還対象となる遺族年金を費消したとき、請求人は行為無能力者であり、

財産管理権や身上監護権を有する法定代理人も不在であった。つまり、請求人には適切に金銭を使用する能力はなく、そのようなことを法に求められることもない立場にあったのである。

そのような未成年者の金銭の費消について、それが上記通達にいうところの返還から控除すべき項目に該当するかどうかを検討するのは妥当ではなく、すでに費消していたことをもって、生活に必要な費消として、返還から控除すべきなのである。

遡及支給された年金の使途が明確でないことは、処分庁に帰責すべきもので、その使途を明確にする負担を、請求人や未成年後見人に転嫁することは許されない。

なお、実際には厳密にその使途を解き明かすことはできないが、上述のとおり、請求人は保護費を使用せずに世帯主と独立して生活を送っていたのであって、生活費が必要であり、アルバイト収入は不十分で、生活費として年金を使用したことは、容易に認定できる。

さらに言えば、処分庁は実際の請求人らが得ていた収入より多額の推定により収入認定を行っていたようである。いずれにせよ、請求人は保護費を使っていないので、あまり関係のないことではあるが、請求人を含む姉弟の生活が、余裕のないものであったことは明白である。

なお、上記通達は、会計検査院の指摘をもとに、保護費の適切な支出という観点からなされているものである。

本件は、処分庁が、未成年後見人の選任を待たずに、生活保護制度も遺族年金制度も理解していない姉弟を「代理」して遺族年金請求を行い、遡及支給分を含む多額の金銭を管理能力のない未成年者に受給、費消させ、その結果、返還を受けることがすでに実質的に不可能となっている事案である。

このような事案について、会計検査院が不適切だと指摘するとすれば、それは処分庁が請求人らに対して63条返還命令をしないのではなく、法に反し、実質的に回収不能な状況を作りだした処分庁の上記行為ということになるだろう。

オ 最後に

姉弟世帯のケース記録に記載された、彼らの生活のほんの一部の記録からでも、母親が自宅で死亡した後に高校生ながら世帯主となってしまったものの、行政機関や司法機関との関わりをもつことは能力的に厳しく、精神的にも極めて大きな負担となっていた姉の苦しさや、姉や妹とすら会話をかわすことなく、心を閉ざして何とか生き抜いてきた請求人の悲しみなど、若い姉弟の苦悩が、突き刺すような痛みとともに伝わってくる。

かたや、同記録からは、処分庁が、自らは法81条の責務を果たす姿勢など一切なく、収入申告の指導をひたすらに繰り返すのみならず、遺族年金請求の強制など、保護費を少しでも早くに減らすことが至上命題であるかのような対応をしていることも、浮かび上がる。

「母の死」というのが、請求人にとってはもっと大きな意味があったのかもしれない

いが、かといって制度を利用している以上、やらなくてはならない事かもしれないが、かといって制度を利用している以上、やらなくてはならない事も理解してもらう必要がある」との記載は、端的にこのことを表している。

処分庁は、請求人に対して「できないこと」を「やらなくてははいけない」と強制するスタンスで、請求人らに関わってきたのである。

これは支援ではない。

子どもや障害を有するものへの支援とは、できないことができなくても、それを周囲が補い、よりよい生活を送れるようにすることである。もちろん、本人ができることを増やすこともまた、支援ではあるが、能力や状況に照らして「できようのない無理なこと」を「できるように強要すること」とは根本的に違う。「できようのない無理なこと」を「教育」や「支援」として強要することは、自覚なき虐待である。

本件は、未成年者の被保護者に対して、法定代理人をつけるという支援を、法が画一的に最低限のものとして求めているにもかかわらず、それを行わず、わずか中学3年生のときに母を亡くした、発達障害を有してコミュニケーションに困難を抱える15歳の少年に、「できようのない無理なこと」を「制度を利用している以上、やらなくてはならない事」として要求し、当然の結果としてできないことを非難し、その上、すべき責任のあることをしていないのだから、罰を与えるという事案である。

処分庁は、これは78条返還ではなく63条返還であって、罰などではないというかもしれないが、できなくても仕方のない責任のない者に、できなかったという責任を問うのは、罰でしかない。

現在、請求人は、人とコミュニケーションをとることも難しく、外出もままならない状態で、生活保護を受給してなんとか日々を送っている。令和3年はじめ頃までは、なんとか少しのアルバイトはできていたのに、現在はこのような状態なのである。

これは、母親の死後、請求人を含む姉弟が、早期に必要な支援を与えられることなく、保護費を適切に受給していない悪人であるかのように処分庁によって扱われてきたことの結果である。

それにもかかわらず、自らの対応を棚に上げて、本件に適用すべきではない法令や通達の文言を金科玉条のようにかけ、生活保護を受給しつつなんとか生活している請求人に、80万8401円もの金銭の支払いを求める処分庁の姿勢は、到底許されるはずがない。

処分庁は、請求人が処分庁の所管区域から転居したので、あとは返還命令を出して保護費の回収をはかればそれで終わりと考えているのかもしれない。

しかし、請求人は、現時点でも若干20歳であり、今後、未成年時代に負った心の傷を抱えて、生きていかなければならない。

未成年後見人も、令和4年1月1日の成人年齢引き下げによって、その立場を離れたものの、現在も引き続き、任意で請求人の生活を支援し続けている。請求人のペースにあわせ、少しでも心の傷を抱えながらも前に進んでいけるように、付き合っているのである。この事件に終わりはない。

処分庁においては、審査庁の判断をまつことなく、その対応の問題を自ら反省し、請求人及び姉と妹への処分を見直すことを、強く求める次第である。

以上

(3) 請求人から提出のあった書類には、次の記載がある。

ア 請求人の戸籍謄本には、「【未成年後見人選任の裁判確定日】令和2年2月14日」との記載がある。

イ 平成31年2月21日付けのケース記録票には、「平成31年2月20日19:20 姉宅訪問。未成年後見制度について説明実施。(中略)【内容】Gから請求人、(中略)に未成年後見制度の説明実施。Eケースワーカーから請求人らに遺族年金の手続きを行っている旨を説明し、入金があった場合は速やかに申告するよう指導する。」との記載がある。

ウ 令和元年8月13日付けのケース記録票には、「D相談員より連絡あり。今、4人で家裁に来ている。(中略)※収入申告を勧める。あと、請求人(高校生)の生業扶助申請がまだであり、早急にして欲しいことを伝言依頼した。」との記載がある。

エ 令和2年1月10日付けのケース記録票には、「年金事務所より照会回答あり。(別添のとおり)(年金支給状況)(中略)②請求人 R1.6.14 682,827円(遡及分)……法63条適用見込み R1.8.15 83,716円(R1.6月、7月分)・全額法63条適用見込み R1.10.15 83,716円(R1.8月、9月分)・8月分、法63条適用見込み …9月分→11月1日 41,858円収入認定 R1.12.13 83,716円(R1.10月、11月分)……12月、1月收入認定(各月41,858円)」との記載がある。

オ 令和2年1月14日付けのケース記録票には、「保護変更：令和元年11月1日(変更理由)請求人の遺族基礎年金の認定による。(中略)(認定状況)生活扶助：187,610円 住宅扶助：51,000円 教育扶助：9,750円 生業扶助：0円 一時扶助：0円 (中略)◆過支給額は83,716円となりますが、その取り扱いは次のとおりです。令和2年2月分に10,000円収入充当します。令和2年3月分に10,000円収入充当します。令和2年4月分に15,929円収入充当します。令和2年5月分に15,929円収入充当します。令和2年6月分に15,929円収入充当します。令和2年7月分に15,929円収入充当します。」との記載がある。

カ 令和2年9月24日付けのケース記録票には、「請求人の未成年後見人弁護士に架電(中略)昨年6月に受給した遺族年金について、返還してもらう必要があり、債権とする予定であることを伝えた所、いきなり返還を求められるのはいかなものか、

そちらが適正な生活保護をできていなかったのではないかとのこと。収入申告の徴収等できていないこともあるが、請求人を含めての世帯として生活保護を受給しており、年金を受給している以上は返還してもらわなければならないことを説明。金額の減額等はできないのか問われたが、遡及受給した年金からは自立更生費等の控除は難しいことを説明、根拠資料をFAXで送付する旨伝え、FAXで資料を送付（別添）。この資料を踏まえた上で控除を求めるものがあれば検討するので連絡してもらうよう伝えた。」との記載がある。

キ 開催年月日が令和3年1月15日のケース検討会議の検討票には、「【ケース概要】（中略）請求人 遡及分（平成29年8月分～平成31年3月分） 599,111円 未認定分（平成31年4月分～8月分） 209,290円（中略）【検討事項】■死亡後、■請求人■が同一世帯で保護受給中にそれぞれ遺族年金を受給。遺族年金受給当時世帯主であったのは姉。遺族年金遡及分と、定例分を収入認定するまでの認定遺漏分を法第63条返還金とする予定であるが、その宛先を誰にすべきか。①■請求人■それぞれの受給分を各人の返還金とする。②遺族年金受給当時の世帯主であった姉（現在は転出し、生活保護も受給していない）。③現在世帯主である■。【経緯】別紙のとおり」、「検討結果 令和3年1月15日 ケース検討会議実施 ■請求人■人それぞれに対し、それぞれが受給した年金額を法第63条返還金とする。受給当時未成年であったことから、法第77条の2徴収金としては認定しないこととする。」との記載がある。

また、別紙には、「【経緯】令和2年1月7日のケース検討会議において、手続き中である未成年後見人選任後、それぞれに法第63条返還金を請求するとされた。■人に未成年後見人が令和2年2月に選任されたが、■については令和2年4月に20歳となったため、未成年後見は終了している。令和2年9月1日に、遺族年金の返還請求も含めて改めてケース検討会議を行い、それぞれに法第63条返還請求をするとされた。その後、妹と請求人の未成年後見人に対し、法第63条返還金をそれぞれに請求すると伝えた所、妹の未成年後見人からは、当時保護費を受け取っていたのは■で、■は直接受け取っていない、全額■に請求すべきではないか、もし■宛に請求された場合には、審査請求も考えているとのこと。また、なにかしら控除してもらえないのかとのこと。請求人の未成年後見人からも、なにかしら控除してもらえないかとのこと。それぞれに、平成24年7月23日付厚労省課長通知社援保発0723第1号に基づき、遡及年金については、原則全額が返還対象となることを説明。それでも控除対象としてほしいというものがあれば申告してもらうよう伝えており、■の未成年後見人からは、4人で住んでいた住居の修繕費が請求されるかもしれない、家の契約は亡くなった■のままとまっているのでどうなるかわからないと話していたが、令和2年12月に転居し、修繕費も請求されなかったとのこと。法第63条の宛名について、前回までのケース検討会議において、詳しく検討されていなかったため、今回の会議で検討を行う。」との記載がある。

ク 令和3年1月29日付けの本件処分通知書には、「1 資力発生年月日 平成29年8月1日」、「3 返還の理由 請求人 遺族基礎年金の遡及支給及び定例支給未申告 ※詳細については別紙をご確認ください。」、「4 返還対象額 808,401円」、「5 控除額 0円」、「6 返還決定額 808,401円」との記載がある。

また、別紙には、「返還の理由【別紙】 令和3年1月29日付け、「生活保護法第63条による保護費返還金決定通知書」における返還の理由は下記のとおりです。記1 返還の理由 請求人は、令和元年6月14日に遺族基礎年金遡及分（平成29年8月分から平成31年3月分）599,111円及び定例支給分（平成31年4月分、令和元年5月分）83,716円を受給されました。また、世帯から収入申告がなく、当方が照会によって収入を把握したのが令和2年1月であり、遡及認定できたのが11月分保護費（年金9月分）からであったため、それまでに受給した定例支給分の内、令和元年8月15日に受給した定例支給分（令和元年6月分、7月分）83,716円及び令和元年10月15日に受給した定例支給分（令和元年8月分、9月分）の内8月分41,858円についても収入認定できていません。そのため、平成29年8月分から令和2年10月分までの期間に支給した保護費のうち808,401円について生活保護法第63条の規定により、費用返還の対象となるため、費用返還決定します。」との記載がある。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が令和3年5月25日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 本件処分をした経緯及び理由について

(ア) 世帯状況

世帯は母（死亡。）、姉（平成12年生。）、請求人及び妹（平成16年生。）の4人世帯であった。

世帯主であった母が死亡により、姉を世帯主として3人世帯となった。その後、姉は令和2年5月31日付けで世帯から転出したことにより、人員減となり、妹が世帯主となり2人世帯となった。その後、請求人は令和2年10月22日付けで世帯から転出したことにより人員減となり、妹単身世帯となった。

(イ) 本件処分

母が死亡した事により、姉、請求人及び妹に遺族基礎年金の受給権が発生。各々から年金請求に係る手続きを処分庁年金調査員に委任する旨の委任状（委任状は年金請求時に提出しており、写しの控えもない）を提出してもらい、年金調査員が平成31年2月1日に当市年金担当課において、年金請求手続きを行った。平成31年2月20日に請求人宅において、請求人及び妹に対し、遺族年金の手続きを行っている旨を説明し、入金があった場合は速やかに申告する

よう指導を行った。

しかし、令和元年6月に遺族基礎年金を受給開始したとの申告はなく、令和2年1月に情報提供ネットワークシステムを通じて年金額等の受給状況を確認した。

姉は令和元年6月14日に、平成29年8月分から平成31年3月分の遡及分599,111円を受給。18歳到達により、以降の年金は支給されない。

請求人及び妹はそれぞれ、令和元年6月14日に平成29年8月分から平成31年3月分の遡及分599,111円及び定例受給分(平成31年4月分及び令和元年5月分)83,716円の計682,827円を受給。その後、令和元年8月15日及び令和元年10月15日に各期定例受給分83,716円を受給。

請求人及び妹の収入認定について、令和2年1月に遺族基礎年金の年金額等の受給状況を確認したため、その時点で、保護費を遡及して認定できる令和元年11月分保護費から、令和元年10月15日に受給した83,716円の内、2か月で割った41,858円の収入認定を行っている。

姉、請求人及び妹が令和元年6月14日に受給した遡及受給分は各599,111円。請求人及び妹が、令和元年6月14日、令和元年8月15日及び令和元年10月15日に受給した定例受給分の内、収入認定を行っていない各209,290円。これら計2,215,913円について、資力があるにもかかわらず、保護を受けていたとして、法第63条返還金の対象と判断。適用期間(平成29年8月1日から令和元年10月31日)中に支払った保護費の総額が返還対象額を上回っているため、全額を法第63条に基づき返還決定とした。

債務の名義人については、法第63条において対象は被保護者とししか規定がなく、必ずしも世帯主に対して行うものではない。遺族基礎年金を受給した当時、世帯主であった姉が請求人及び妹の年金を管理していたという事実は確認できなかったため、受給した年金額分をそれぞれに請求する本件処分を、令和3年1月15日のケース検討会議を経て、令和3年1月27日に決定した。

イ 処分庁の意見

保護は法第10条に基づき、原則世帯単位で行われるものであり、保護費については、請求人を含めた世帯に対して支給しているため、請求人は世帯員であった時期も保護を受けた者に該当する。また、受けた保護金品に該当する額についても、請求人が直接受領した額ではなく、世帯として受給した金額が該当する。

返還の趣旨は、遺族基礎年金を受給権発生後から受給していた場合、その分収入認定を行い保護費の支給が少なくなる所、請求が遅れたこと及び受給している事実の把握が遅くなったことを理由に収入認定が行えていなかったために、年金を受給し、現に資力を活用できるようになったことをもって、支給した保護費の返還を求めるものである。

請求人に対し、平成31年2月20日に請求人宅において、遺族年金の手続きを行っている旨を説明し、入金があった場合は速やかに申告するよう指導を行っている。返

還となる旨の説明を行ったとの記載はないが、仮に返還となる旨の説明が請求人にされていなかったとしても、それだけをもって、保護費の返還を免れるものではない。

法第 63 条返還金について、自立更生費を控除することはあるが、年金を遡及して受給した場合は、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性から、厳格な対応が必要となると、平成 24 年課長通知に記されている。令和 2 年 9 月 24 日に請求人の未成年後見人に対しその旨を説明し、それでも控除を求めるものがあれば検討すると伝えたが、その後控除を求める自立更生費についての相談はなかった。

請求人の生業扶助について平成 30 年度においては、祖母から生業扶助申請書の提出があり、支給を行っている。平成 31 年度以降については申請がなく、生業扶助の支給を行っていない。令和元年 8 月 13 日に世帯主であった姉に対し、請求人の生業扶助がされていないので、早急に行うよう伝言を依頼したが、その後申請はなかった。

受給した遺族年金について、費消されていることをもって、必要な支出とみなすのは適切ではない。

未成年であり、生活保護受給の自覚なく、保護費を直接受け取っていなかったとしても、世帯主が受領した保護費から、家賃や光熱費等は支払いがされており、請求人も含めて、世帯として保護を受給していた事実には変わりはない。

よって、本件審査請求に係る処分は、違法又は不当な点はない。

(3) 処分庁から提出のあった書類には、次の記載がある。

ア 「年金請求書（国民年金遺族基礎年金）（別紙）」には、請求者の氏名として、請求人の記載がある。

イ 前記 1 請求人の主張（3）イと同じ

ウ 前記 1 請求人の主張（3）ウと同じ

エ 出力年月日が令和 2 年 1 月 8 日付けの姉の「情報照会応答照会（特定個人情報詳細）」には、年金の種類として遺族基礎年金との記載が、受給権発生年月日として[REDACTED]との記載があり、年金の支払い状況として、令和元年 6 月 14 日 599,111 円との記載がある。

また、出力年月日が令和 2 年 1 月 8 日付けの請求人の「情報照会応答照会（特定個人情報詳細）」には、年金の種類として遺族基礎年金との記載が、受給権発生年月日として[REDACTED]との記載があり、年金の支払い状況として、令和元年 6 月 14 日 682,827 円、同年 8 月 15 日 83,716 円、同年 10 月 15 日 83,716 円、同年 12 月 13 日 83,716 円との記載がある。

さらに、出力年月日が令和 2 年 1 月 10 日付けの妹の「情報照会応答照会（特定個

人情報詳細)」には、兄と同一内容の記載がある。

オ 前記1請求人の主張(3)エと同じ

カ 前記1請求人の主張(3)オと同じ

キ 前記1請求人の主張(3)カと同じ

また、同日に、平成24年課長通知の写しを交付した旨の記載がある。

ク 前記1請求人の主張(3)キと同じ

ケ 令和3年1月15日付けの「返還(徴収)金等審査調書」には、「返還(徴収)を求める理由 請求人が令和元年6月14日に遺族基礎年金遡及分(令和29年8月分から平成31年3月分)599,111円及び定例受給分(平成31年4月分、令和元年5月分)83,716円を受給。また、収入を把握したのが令和2年1月であり、それまでに受給した定例支給分の内、令和元年8月15日に受給した定例支給分(令和元年6月分、7月分)83,716円及び令和元年10月15日に受給した定例支給分(令和元年8月分、9月分)の内8月分41,858円についても収入認定できていない。これらについて生活保護法第63条費用返還決定を行う。」、「資力発生日 平成29年8月1日」、「返還(徴収)適用期間 平成29年8月1日～令和元年10月31日」、「適用期間中に支払った保護費の総額 3,424,927円 ※姉分返還金599,111円を除いた額は2,825,816円」、「返還(徴収)対象額 808,401円」、「控除額 0円」、「返還(徴収)決定額 808,401円」、「総合審査結果 生活保護法第63条返還金の起案をすることとする」との記載がある。

コ 前記1請求人の主張(3)クと同一書類

サ 令和3年4月26日に作成した保護開始当時の内容が記載された保護台帳には、世帯員を記載する欄に、「母 世帯主 姉 長女 請求人 二男 妹 二女」との記載がある。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 法第4条は、「保護の補足性」について規定しており、第1項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の

生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条は、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

(2) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めている。

(3) 法第10条は、「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。」と定めている。

(4) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

なお、本条文については、本来受けるべきでなかった保護金品を得たときの返還義務を規定したものであり、「急迫の場合等」の「等」とは、調査不十分のため資力があるにもかかわらず、資力なしと誤認して保護を決定した場合、あるいは保護の実施機関が保護の程度の決定を誤って不当に高額の決定をした場合等であると解されている。

(5) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号事務次官通知)第8の3の(2)のアの(ア)は、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付(地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。)については、その実際の受給額を認定すること。」と定めている。

(6) 平成24年課長通知の1の(1)には、法第63条に基づく費用返還の取扱いに係る返還対象額について、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」とし、控除して差し支えない額として①から⑥の額を定め、その④において、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。」と示されており、そのただし書きにおいて、「以下の使途は自立更生の範囲には含まれない。(ア) いわゆる浪費した額(当該収入を得たことを保護の実施機関に届け出ないまま費消した場合を含む)(イ) 贈与等により当該世帯以外のために充てられた額(ウ) 保有が容認されない物品等の購入のために充てられた額(エ) 保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額」と定めている。また、その⑤において、「遡及して受給した年金については、(2)により取扱うこと。」と定めている。

そして、(2)には、「遡及して受給した年金収入にかかる自立更生費の取扱いについて」として、「年金を遡及して受給した場合の返還金から自立更生費等を控除することについては、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると、上記(1)と同様の考え方で自立更生費等を控除するのではなく、厳格に対応することが求められる。そのため、遡及して受給した年金収入については、次のように取扱うこと。(ア)保護の実施機関は、被保護世帯が年金の裁定請求を行うに当たり遡及して年金を受給した場合は、以下の取扱いを説明しておくこと。①資力の発生時点によっては法第63条に基づく費用返還の必要が生じること②当該費用返還額は原則として全額となること③真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこと(イ)原則として遡及受給した年金収入は全額返還対象となること趣旨を踏まえ、当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること。」と定めている。

- (7)「生活保護問答集について」(平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)の問13の6の「費用返還と資力の発生時点」の答(1)は、年金が遡及して支給されることとなった場合について、「年金受給権は、裁定請求の有無にかかわらず、年金支給事由が生じた日に当然に発生していたものとされている。したがって、この場合、年金受給権が生じた日から法第63条の返還額決定の対象となる資力が発生したものとして取り扱うこととなる。」と記している。

2 本件処分について

- (1) 処分庁は、前記審理関係人の主張の要旨1(3)ケ及び2(3)コのとおり、請求人が遺族基礎年金の遡及分及び平成31年4月分から令和元年8月分の定例支給分を受給したことから、平成29年8月から令和2年10月までの期間に支給した保護費のうち、808,401円について法第63条の規定により返還を求める本件処分を行ったことが認められる。

(2) 法第63条の解釈と運用について

法第63条は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた被保護者に対して、その受けた保護金品に相当する金額の全額の返還を一律に義務付けるのではなく、その金額の範囲内において保護の実施機関の定める額の返還を義務付けるにとどまるものである。

これは、全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、金額の決定を保護の実施機関の合理的な裁量に委ねたものと解される。

したがって、保護の実施機関は、法第 63 条に基づく返還決定を行うにあたって、同条の趣旨に従い、被保護者の資産や収入の状況、受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情を調査して、これらを踏まえ、返還決定が被保護者の最低生活及び自立にもたらす影響等を考慮したうえで、個々の場合に返還を求める金額の決定について適切に裁量を行行使しなければならない（福岡地方裁判所平成 26 年 3 月 11 日判決及び東京地方裁判所平成 29 年 2 月 1 日判決参照）。

- (3) 前記 1 (4) のとおり、法第 63 条は、資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。

また、前記 1 (5) 及び (7) のとおり、年金はその実際の受給額を認定することとされ、また、遡及して支給される年金については、年金受給権が生じた日から法第 63 条の返還額決定の対象となる資力が発生したものとして取り扱うこととされている。

本件についてみると、前記審理関係人の主張の要旨 1 (3) オ及びキ並びに 2 (3) エ、カ、ク、ケ及びサのとおり、①姉、請求人及び妹は同一世帯として保護を受給していたこと、②姉、請求人及び妹の遺族基礎年金の受給権発生年月日は [REDACTED] であること、③令和元年 6 月 14 日、遺族基礎年金の遡及分が、姉、請求人及び妹に対してそれぞれ 599,111 円ずつ支給されたこと、④同年 6 月 14 日、同年 8 月 15 日、同年 10 月 15 日及び同年 12 月 13 日、遺族基礎年金の定例分が、請求人及び妹に対してそれぞれ 83,716 円ずつ支給されたこと、⑤処分庁は、請求人が受給する遺族基礎年金の定例分について、同年 11 月分保護費から収入認定を開始したこと、⑥処分庁は、平成 29 年 8 月 1 日から令和元年 10 月 31 日の間に請求人世帯に支給した保護費について返還を求めることとし、世帯員のそれぞれが受給した年金額を法第 63 条に基づく返還金とし、請求人の返還額を 808,401 円としたこと、⑦請求人らに未成年後見人が選任されたのは令和 2 年 2 月であったことが認められる。

前記 1 (3) のとおり、生活保護は世帯を単位として実施されるところ、処分庁は、姉、請求人及び妹に対し支給された遺族基礎年金の遡及分及び平成 31 年 4 月分から令和元年 8 月分までの定例支給分を請求人世帯の資力として認定したうえで、資力がありながら保護を受けたことに該当すると判断したことが認められる。

前記 1 (7) のとおり、年金については、年金受給権が生じた日から法第 63 条の返還額決定の対象となる資力が発生したものとして取り扱うこととなるところ、確かに、姉、請求人及び妹の遺族基礎年金の受給権発生日は [REDACTED] であるが、当該時点及び本件処分により返還の対象となっている遺族基礎年金が支給された時点において、請求人世帯が未成年者だけで構成される世帯であり未成年後見人による支援も無かったこと及び請求人世帯に支給された遺族基礎年金の具体的な管理状況や使用状況等が不明な点を鑑みると、遺族基礎年金の受給権が発生していたことのみをもって、請求人世帯が、資力がありながら保護を受けていた状態であったか否かについては疑義が残る。

(4) 前記1(6)のとおり、法第63条に基づく費用返還の取扱いについては、原則、全額を返還対象としつつも、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は返還額から控除して差し支えないとされている。

処分庁は、遺族基礎年金を姉が管理していたという事実は確認できなかったため、請求人に支給された遺族基礎年金額分を請求人に請求したこと、請求人の未成年後見人に対し、平成24年課長通知を示し、控除を求めるものがあれば検討することを伝えたが、自立更生費についての相談はなかったこと及び受領した遺族年金について費消されていることをもって必要な支出をみなすのは適切ではないことを主張する。

一方、請求人は、本件処分は、行政が未成年者である請求人らに適切な援助や保護を全く与えなかったことを棚に上げ、そのために生じた結果について、年齢や当時の事情からして、責任を問うべきではない請求人に、すべての責任を押し付けるものであり、違法あるいは不当な処分である旨を主張する。

本件についてみると、前記審理関係人の主張の要旨1(3)力及びキ並びに2(3)キからケのとおり、①処分庁は、請求人の未成年後見人に対し、自立更生費を求めるものがあれば連絡するように伝えたこと、②令和3年1月15日、処分庁はケース検討会議を開催し、請求人らに対し、それぞれが受給した年金額を法第63条返還金とする判断をしたことが認められる。

以上のこと及び前記(3)からすると、本件処分において、返還の対象となった遺族基礎年金が請求人世帯に支給された時点において、請求人世帯は未成年者だけで構成されるという極めて特殊な状況であったところ、処分庁が返還請求額を決定するにあたり、請求人世帯に支給された遺族基礎年金の具体的な管理状況や使用状況、残額等について調査した形跡は認められない。

また、処分庁は、請求人の未成年後見人に対しては、自立更生費に関する説明を行ったことは認められるものの、保護費の返還の対象となった期間の請求人世帯全体の具体的な生活実態や過支給となった保護費の使用の状況等について調査を行ったことを裏付ける事実を認めることはできない。

さらに、遺族基礎年金の定例受給分について適時に収入認定がされなかった背景には、処分庁において、請求人世帯が遺族基礎年金の請求手続を行っていることを把握していたにも関わらず、手続の進捗管理が適切に行われていなかったという特段の事情があることにも留意すべきものといえる。

なお、請求人は、受給した遺族基礎年金について、既に費消していることを主張しているところ、処分庁において、遺族基礎年金の使用状況について確認したうえで、前記1(6)に照らし、請求人に対し、自立更生費の相談が事後になることについて、本人の責めによらないやむを得ない事由があったかの確認を行い、真にやむを得ない理由により控除を認める場合に該当するか否かの検討を行った形跡も確認できない。特に、本件においては、請求人に対する高等学校就学費が支給されていなかった可能性を請

求人が主張し、処分庁も認めているところ、そのような事情についても十分に検討する必要があったと言える。

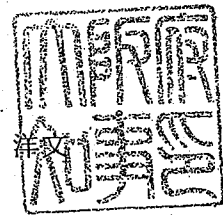
これらを踏まえると、保護は世帯を単位に実施されるところ、処分庁は、請求人世帯全体の状況を考慮することなく、請求人に対し、単に請求人を対象に支給された遺族基礎年金の額に相当する金額の返還を求める本件処分を行っており、請求人を含めた請求人世帯の資産や収入の状況、生活実態、請求人世帯に支給された遺族基礎年金及び保護費の使用の状況など検討すべき個別具体の事情についての調査・検討を行っていない点において、返還額の決定に至る過程には瑕疵があるといわざるを得ず、本件処分は取消しを免れない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和6年2月6日

審査庁 大阪府知事 吉村 洋文



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

